

平成28年 第33回
美幌町農業委員会総会議事録

平成28年12月26日 1日間 第全号

1 開催日時 平成28年12月26日(月) 午後3時00分から午後4時05分

2 開催場所 美幌町議会議事堂

3 出席委員は次のとおりである。(19人)

振興副部長	1番 佐藤 澄義君		2番 根塚 信義君
	3番 小林 勝義君		4番 西島 和一君
	5番 山谷 朋之君	農地副部長	6番 池端 利博君
	7番 日並 寛陽君		8番 名古屋繁雄君
	9番 大西 政雄君		10番 日下 優君
振興部長	11番 秋山 稔君		12番 東 砂裕理君
	13番 影山 秀樹君		14番 加藤 安弘君
農地部長	15番 白石 愛君		16番 松本 訓宜君
	17番 千葉 正美君	会長職務代理	18番 風間 昇君
会長	19番 鈴木 幸往君		

4 農業員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二君	総務担当主査	佐々木 鑑仁君
総務担当	中谷 賢司君	臨時筆生	高橋 千夏君

議事日程

平成28年第33回美幌町農業委員会総会

平成28年12月26日午後3時00分 開会

日程第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第 2		諸般の報告について
日程第 3		会期の決定について
日程第 4		会務報告について
日程第 5	報告第57号	農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き 行っている旨の調査について
日程第 6	報告第58号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 7	議案第109号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第 8	議案第110号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 9	議案第111号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 10	議案第112号	現況証明願いについて
日程第 11	議案第113号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による 農用地の買入協議要請について
日程第 12	協議第14号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

議長	ご苦労さまです。
事務局長	本日の出席委員は19名です。定足数に達しており、総会は成立していますので、ただいまより平成28年第33回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては、美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、議事進行につきましては、鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により、議長において指名致します。</p> <p>議事録署名委員は、議席番号15番 白石委員、同じく議席番16番 松本委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。</p>
議長	日程第2、「諸般の報告について」は、事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件は、お手元に配布しております議事日程のとおり、報告2件、議案5件、協議1件となっております。朗読については、省略をさせていただきます。以上で、諸般の報告を終わります。
議長	<p>日程第3、「会期の決定について」は、付議案件数から見て、本日1日間と致したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	<p>日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。</p> <p>この中から、東京都で行われた農業者年金加入推進セミナーと全国農業委員会代表者集会について報告します。オホーツク農業委員会連合会からは、小川会長をはじめ、私を含め8名の委員と事務局2名で参加致しました。11月30日に開催されたセミナーでは、ふるさと料理人の藤 清光氏が記念講演を行い、北海道本別町を含む全国の3農業委員会から事例報告がありました。</p> <p>12月1日に開催された代表者集会では、農地利用の最適化を加速させようとし、パネルディスカッションが行われ、その後、議案審議が行われ、全て原案どおり決議されました。</p> <p>また、セミナーなどに先立ち、11月29日には、衆議院会館で農林水産省の事務官と、台風被害関係や各種農業支援などについて、意見交換も行って参りました。</p> <p>この報告書につきましては、事務局に保管してありますので、必要があればご覧いただきたいと存じます。以上で会務報告を終わります。何かご質問はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定致します。
議長	日程第5、報告第57号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」を議題と致します。

<p>総務担当主査</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>報告第57号をご説明する前に、議案書及び参考資料の訂正をお願い致します。まず、議案書1ページ、議事日程の日程第12、協議第13号とありますが、これを第14号に訂正をお願い致します。続きまして、参考資料47ページの上部に記載の協議第13号を第14号に訂正をお願い致します。同様に48ページ、49ページ、50ページにつきましても、それぞれ第14号に訂正をお願い致します。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、報告第57号についてご説明致します。</p> <p>本件は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定により、農地等の贈与税の納税猶予を受けている農業者が、3年ごとに営農継続届出書を税務署へ提出する必要があることから調査したもので、対象者は議案4ページに記載の7名でございます。各地区担当委員にご確認いただき、全員が農地等を贈与された日から引き続き農業を営んでおり、適格者であることを報告致しますとともに、本調査結果に基づき証明書を交付させていただきますので、よろしくお願い致します。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、報告第57号「贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果」は承認することに決定致します。</p>
<p>議長</p> <p>総務担当主査</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>総務担当主査</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>総務担当主査</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第6 報告第58号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。内容番号54号。</p> <p>【報告第58号 内容番号54号 議案をもとに朗読】</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号54号は承認することに致します。内容番号55号。</p> <p>【報告第58号 内容番号55号 議案をもとに朗読】</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号55号は承認することに致します。内容番号56号。</p> <p>【報告第58号 内容番号56号 議案をもとに朗読】</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号56号は承認することに致します。内容番号57号。</p>

総務担当	【報告第58号 内容番号57号 議案をもとに朗読】
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号57号は承認することに致します。 内容番号58号。
総務担当主査	【報告第58号 内容番号58号 議案をもとに朗読】
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号58号は承認することに致します。 報告第58号「農地法第18条第1項の規定による通知について」は、承認することに決定致します。
議長	日程第7、議案第109号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号239号。
総務担当主査	【議案第109号 内容番号239号 議案をもとに朗読】
17番	内容番号239号につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。この案件は美禽の〇〇さんの所有農地を、これまで〇〇の〇〇に賃貸借していましたが、今回農業公社へ売買するものです。この土地については、〇〇の〇〇が引き受けることになっておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号239号は適当と認めます。 内容番号240号。
総務担当	【議案第109号 内容番号240号 議案をもとに朗読】
4番	内容番号240号につきましては、ただいま事務局の説明のとおりでございます。この案件は〇〇の〇〇さんの所有農地を今まで斡旋により賃貸しておりましたが、今回期間満了を迎え、売買したいという申し出がありましたので、これまで借りていた〇〇の〇〇さんに売買することになったものでございます。〇〇さんは家族3人で小麦、玉ねぎ、人参等を作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号240号は適当と認めます。 内容番号241号から242号は関連がございますので、一括上程致します。

総務担当主査 【議案第109号 内容番号241号から242号まで 議案をもとに朗読】

11番 内容番号241号から242号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は貸付期間満了に伴う再貸付案件で、双方の意見を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。〇〇さんは家族2人で肉牛の他玉ねぎ・小麦・甜菜等を作付され、意欲的に営農されております。〇〇さんは家族3人で肉牛の他玉ねぎ、小麦、甜菜、花等を作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号241号から242号は適当と認めます。
内容番号243号。

総務担当主査 【議案第109号 内容番号243号 議案をもとに朗読】

13番 内容番号243号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんが〇〇さんより賃貸していた農地を、経営移譲により、今回借受人を息子の〇〇さんへ変更するものです。〇〇さんは家族5人で畑作3品の他、玉ねぎ、長芋、牛蒡を作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号243号は適当と認めます。
内容番号244号から245号までは関連がございますので、一括上程致します。

総務担当主査 【議案第109号 内容番号244号から245号まで 議案をもとに朗読】

14番 内容番号244号から245号につきましては、ただいまの事務局のとおりです。この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件です。双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。〇〇さんは家族3人で法人化し、馬鈴薯や人参、牛蒡を作付され、意欲的に営農されております。また、〇〇さんは家族3人で畑作3品を作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認め、内容番号244号から245号は適当と認めます。
内容番号246号。

総務担当 【議案第109号 内容番号246号 議案をもとに朗読】

12番 内容番号246号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意見を確認したところ、賃貸期間を3年として再貸付となったものです。〇〇さんは家族3人で小麦や人参等を作付し、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。

議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号246号は適当と認めます。 内容番号247号。</p>
総務担当	<p>【議案第109号 内容番号247号 議案をもとに朗読】</p>
15番	<p>内容番号247号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意向を確認したところ、貸付期間を10年から5年にして再貸付となったものでございます。〇〇さんは夫婦二人で玉ねぎを主体に小麦、人参等を作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号247号は適当と認めます。 内容番号248号。</p>
総務担当主査	<p>【議案第109号 内容番号248号 議案をもとに朗読】</p>
16番	<p>内容番号248号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。この案件は〇〇の〇〇さんが〇〇さんより賃貸借していた農地を経営移譲により今回借受人を息子の〇〇さんへ変更するものであります。〇〇さんは家族3人で畑作3品等を作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号248号は適当と認めます。 議案第109号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。</p>
議長	<p>日程第8、議案第110号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号116号。</p>
総務担当主査	<p>【議案第110号 内容番号116号 議案をもとに朗読】</p>
13番	<p>内容番号116号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族5人で畑作3品の他玉ねぎ等を作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを、12月7日に小林委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p>

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、内容番号116号は適当と認めます。

内容番号117号から119号までは関連がございますので、一括上程致します。

なお、内容番号117号から119号につきましては、〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで、退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

総務担当

【議案第110号 内容番号117号から119号まで 議案をもとに朗読】

15番

内容番号117号から119号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。この案件は、〇〇さんが経営移譲することになったため、本人所有の農地と〇〇さんとの使用貸借農地、それから〇〇さんとの賃貸借農地を息子の〇〇さんが使用貸借及び賃貸借するものでございます。〇〇さんは家族3人で小麦や甜菜等を作付され、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月14日に風間委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、内容番号117号から119号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議長

内容番号120号。

総務担当

【議案第110号 内容番号120号 議案をもとに朗読】

4番

内容番号120号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。この案件は、〇〇さんの所有農地にあります河川用地を町から購入するものであります。〇〇さんは家族3人で畑作3品の他、玉ねぎ・人参等を作付され、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月14日白石委員と私とで確認しておりますので、よろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、内容番号120号は適当と認めます。

内容番号121号。

なお、内容番号121号につきましては、〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

総務担当

【議案第110号 内容番号121号 議案をもとに朗読】

- 10番 内容番号121号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品を作付され、意欲的に営農されております。
なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月12日に東委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。
- 議長 ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認め、内容番号121号は適当と認めます。
(〇〇委員 入席)
- 議長 内容番号122号から123号は関連がございますので、一括上程致します。
- 総務担当主査 【議案第110号 内容番号122号から123号まで 議案をもとに朗読】
- 16番 内容番号122号から123号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。この案件は、〇〇さんが経営移譲することになったため、本人所有地と〇〇の〇〇さんからの賃貸借農地を息子の〇〇さんに使用貸借及び賃貸借するものです。〇〇さんは家族3人で畑作3品を作付され、意欲的に営農されております。
なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月14日大西委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。
- 議長 ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認め、内容番号122号から123号は適当と認めます。
内容番号124号。
- 総務担当主査 【議案第110号 内容番号124号 議案をもとに朗読】
- 16番 内容番号124号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんが経営移譲することになったため、義理の息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で玉ねぎを中心に小麦などを作付され、意欲的に営農されております。
なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月14日に大西委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。
- 議長 ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認め、内容番号124号は適当と認めます。
内容番号125号。
- 総務担当主査 【議案第110号 内容番号125号 議案をもとに朗読】

<p>16番</p> <p>議長</p> <p>議長 議長</p>	<p>内容番号125号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇の〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族3人で、玉ねぎ・甜菜・小麦等を作付され、意欲的に営農されております。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月14日に大西委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号125号は適当と認めます。</p> <p>議案第110号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。</p>
<p>議長</p> <p>総務担当主査</p> <p>16番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第9、議案第111号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号22号。</p> <p>【議案第111号 内容番号22号 議案をもとに朗読】</p> <p>内容番号22号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇の〇〇さんが現在の住宅が古くなったため、宅地に隣接する農地を転用し、後継者住宅を建設するものです。申請地は他の農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況から見てやむを得ないものであると12月14日大西委員と確認しておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号22号は適当と認めます。</p> <p>議案第111号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。</p>
<p>議長</p> <p>総務担当主査</p> <p>1番</p> <p>議長</p>	<p>日程第10、議案第112号「現況証明願いについて」を議題と致します。</p> <p>内容番号38号。</p> <p>【議案第112号 内容番号38号 議案をもとに朗読】</p> <p>内容番号38号につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりであります。願出人は鳥里〇〇丁目〇〇氏、所有者は北見市〇〇氏であります。土地の所在地は鳥里〇〇丁目〇〇-〇〇 1筆であります。公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外であります。願出理由は土地地目変更登記のためであります。利用状況は雑種地であります。大西委員、山谷委員、佐藤とで平成28年12月9日に確認しましたので、よろしくお願い致します。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長 議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号22号は適当と認めます。 議案第112号「現況証明願いについて」は、適当と認めることに決定致します。</p>
議長 総務担当 議長	<p>日程第11 議案第113号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号28号。 【議案第113号 内容番号28号 議案をもとに朗読】 ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号28号は適当と認めます。 議案第113号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定致します。</p>
議長 総務担当主査 議長	<p>日程第12 協議第14号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。 【協議第14号 議案をもとに朗読】 ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、協議第14号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定いたします。</p>
議長 議長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして、第33回美幌町農業委員会総会を閉会致します。 (ブザー)</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p>

閉会 午後4時05分